

昭和六十年十一月十九日受領
答弁第八号

内閣衆質一〇三第八号

昭和六十年十一月十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田道太殿

衆議院議員瀬長亀次郎君提出六十年産さとうきび生産者価格等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員瀬長亀次郎君提出六十年産さとうきび生産者価格等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

さとうきびの最低生産者価格については、砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第九号）により、農業パリテイ指数に基づき算出される価格を基準とし、さとうきびの生産費、競合農作物の状況、物価その他の経済事情を参酌し、さとうきびの再生産を確保することを旨として決定することとされている。昭和六十年産のさとうきびについても、砂糖の需給事情、生産農家の経営等を総合的に勘案して、最低生産者価格を適正に決定し、これに奨励金を加えることにより、農家所得の確保に努めたところである。

三の1について

沖縄県におけるさとうきび作農業については、農業基盤の整備、高能率収穫作業機械の導入、高糖度で耐病性に優れた新品種の育成・導入と健全種苗の普及、病虫害総合防除対策事業等による病虫害の防除、沖縄県農業試験場に対する助成等の措置を鋭意講じているところであり、第二次沖縄振興開発計画の趣旨を踏まえつつ、これらの着実な実施に努めてまいりたい。

三の2について

さとうきびは沖縄県農業の基幹作物であり、適切な諸施策を引き続き講じていく必要があると考えており、昭和六十一年度予算編成においても、所要の予算の確保に努めてまいりたい。

右答弁する。